

意日本ユニオシ NEWS

J R東日本労働組合 発責 組織情宣部 2023 年 11 月 4 日 No.671

申第7号 勤務種別の見直しに関する解明申し入れ

東日本ユニオンは「『変革 2027』の実現に資する就業規則等の改正について」の 提案を受けました「勤務種別の見直しに関する解明申し入れ」を 10 月 23 日、経営 側に提出しました。

一部の現業機関における労働時間・休日制の変更についての提案内容

- ◎融合と連携により現業機関と企画部門との垣根がなくなっていることを踏まえ、常例日勤が主体となっている現業機関については、さらに生産性を向上することを前提に企画部門と同じ労働時間・休日制を適用する
- ◎日勤勤務においても、これまでの組合わせ勤務を可能とするため、変形勤務の労働時間数 等に 10 分を加えた勤務種別を使用可能とする

【現行】

対象箇所	1日の労働時間 (年間総労働時間)	休日制 (年間休日数)
設備工事センター 技術センター 工事区	7時間 30分 (1,882時間 30分)	第2種特別休日制 (114日)



【改正】

1日の労働時間	休日制	
(年間総労働時間)	(年間休日数)	
7 時間 40 分	第1種特別休日制	
(1,863時間00分)	(122 日)※特休数を年間 70 日と仮定	

≪申し入れ項目≫

- 1. 勤務種別の見直しを実施する目的を明らかにすること。
- 2. 対象箇所を設備技術センター、技術センター、工事区とした理由を明らかにすること。
- 3. 対象箇所を機関単位としている理由を明かにすること。
- 4. 他の現業機関は対象外とした理由を明らかにすること。
- 5. 1日の労働時間数を7時間40分として第1種特別休日制を採用する目的と効果を明らかにすること。
- 6. 年間総労働時間が短縮になることによる要員の考え方を明らかにすること。